



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 国産電機株式会社
 代表者名 代表取締役社長 吉川 力夫
 (コード番号 6992 東証第二部)
 問合せ先 常務取締役業務管理本部長 生田目 克
 (TEL055-921-5930)

マーレジャパン株式会社による当社株式に対する
 公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、マーレジャパン株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	マーレジャパン株式会社
(2) 所 在 地	東京都豊島区北大塚一丁目 9 番 12 号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 ジャン・マーク・フィガリ
(4) 事 業 内 容	ドイツの内燃機関部品メーカー・マーレグループ（注）の日本における事業運営サポート業務
(5) 資 本 金	500 百万円（平成 26 年 12 月 31 日現在）
(6) 設 立 年 月 日	平成 10 年 8 月 6 日
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率 （平成 26 年 12 月 31 日現在）	MAHLE Industriebeteiligungen GmbH 100.00%
(8) 当 社 と 公 開 買 付 者 と の 関 係	
資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、当社株式を 6,575,246 株（発行済株式総数に対する割合 38.87%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有していることから、当社のその他の関係会社です。
人 的 関 係	マーレグループより当社に対し、取締役 2 名（うち 1 名は社外取締役）及び社外監査役 2 名が派遣されております。
取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。なお、当社と公開買付者の関連会社との間には、販売に関する取引関係があります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社のその他の関係会社であるため、当社の関連当事者に該当します。

(注)「マーレグループ」とは、マーレ ゲーエムベーハー及びその子会社・関連会社グループをいいます。以下、同じです。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、370円

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による当社株式に対する本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 本公開買付けに関する意見の根拠」に記載の方法により、決議に参加した取締役の全員一致により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けに関する意見の根拠及び理由のうち、マーレグループに関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社株式6,575,246株（所有割合（注）：39.09%）を所有しており、当社を持分法適用関連会社としております。この度、公開買付者は、当社の発行済株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

（注） 所有割合とは、当社が平成27年3月27日に提出した第117期有価証券報告書に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数16,918,000株から、同日現在の当社が所有する自己株式数（97,300株）を控除した株式数（16,820,700株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、1,851,925株（所有割合：11.01%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。この場合には、本公開買付けは成立せず、本取引は実行されないこととなります。他方、公開買付者は、上記の通り、当社株式（公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。

なお、買付予定数の下限（1,851,925株（所有割合：11.01%））は、本公開買付けの成立後に公開買付者が少なくとも当社の総株主の議決権の過半数を保有することとなるよう、当社が平成27年3月27日に提出した第117期有価証券報告書に記載された平成26年12月31日現在の当社の発行済株式総数（16,918,000株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（97,300株）を控除した株式数（16,820,700株）の50.10%に相当する株式数（8,427,171株（小数点以下切り上げ））から、本日現在における公開買付者が所有する当社株式数（6,575,246株）を控除した株式数（1,851,925株）としているとのことです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て（公開買付者が所有している当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け成立後に、当社に対し、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続の実施を要請するとのことです。

なお、本公開買付けの成立後、公開買付者の有する当社の議決権が当社の総株主の議決権の90%未満である場合において、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載のいずれかの議案（株式併合の手続を実施する場合にあっては、株式併合の議案）が当社の臨時株主総会（又は種類株主総会）において否決されたときは、完全子会社化に要する手続は実行されないこととなります。この場合、公開買付者は、現時点においては、当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。もっとも、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の株主の当社株式の所有状況、当社との業務提携の進捗等によっては、将来において当社株式を追加で取得する可能性があることを否定するものではないとのことです。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針

公開買付者は、ドイツ法人であるマーレ・ゲーエムベーハーが発行済株式の全てを間接的に所有する日本法に基づき設立された株式会社です。マーレグループは、自動車及びエンジン業界を支える開発パートナーです。マーレグループは、エンジンシステムズ、フィルター、エレクトロニクス/メカトロニクス及びサーマルマネージメントの分野で独自のシステムを提供しています。マーレグループは、これらの分野における自動車アプリケーションのシステムサプライヤーです。

マーレグループは、世界の主要市場に活動拠点を設けております。平成26年度において、約66,000人の従業員がおよそ150カ所の生産拠点で勤務しており、グループの売上高は約100億ユーロに達する規模です。ドイツ、英国、米国、ブラジル、日本、中国及びインドの10ヶ所で稼働する主要研究開発センターにおいて、4,500人以上の開発エンジニア及び技術者が未来を見据えたコンセプト、製品、そしてシステムの研究開発に取り組んでいるとのことです。

当社は、航空機用マグネット（エンジン点火用高圧磁石発電機）の国産化を使命に、昭和6年7月に創立しました。独創的な技術を通じて社会に貢献することをモットーに、お客様満足度の向上を図ることを最高の経営方針として、創立以来、電磁気応用技術や生産技術を活かし、各種電装品、精密小型モータ、発電機などの分野を積極的に開拓しております。現在では、汎用エンジン用、船外機用、二輪車用、スノーモービル用、ATV（バギー車）用、農業機械用の電装品及びモータ等の開発・製造のほか、四輪車搭載パワーステアリング用モータやABS用モータの開発・製造を行っております。

また、当社は、一貫生産体制をとっていることから、「ソフトとハード両面の自社開発」、「顧客ニーズに最適化された複合分野に亘るシステム製品・セット製品の提案及び提供」、「短納期での多品種少量生産に対応した生産設備の自社構築」など、製品開発から製造に至る技術力を大きな強みとしており、その技術力を通じてマーケットニーズを先取りし、きめ細やかな販売・サービスを提供することにより、顧客に喜ばれる製品づくりを目指しております。さらに、近年においては、顧客の生産拠点のグローバル化に合わせて海外拠点を整備・増設するため、インド及び中国に加え、後述のとおりタイへも海外進出を図り、海外戦略を推進する顧客との共創を深めております。

公開買付者は、平成24年8月に市場外売買取引により当社株式441,459株（1株当たりの売買価格は217円。当該時点における当社の発行済株式総数（14,950,000株）に対する割合は2.95%）を、平成24年12月に東京証券取引所立会外取引により当社株式600,000株（1株当たりの売買価格は207円。当該時点における当社の発行済株式総数（14,950,000株）に対する割合は4.01%）を、平成25年1月に、当社との関係強化を目的として、市場外売買取引により日立製作所グループから当社株式3,565,787株（1株当たりの売買価格は449円。当該時点における当社の発行済株式総数（14,950,000株）に対する割合は23.85%）を取得し、当社の筆頭株主となりました。平成25年6月には、当社へ取締役2名及び監査役1名を派遣しました。さらに、公開買付者は、当社とのさらなる関係強化を目的として、平成26年3月に、当社による第三者割当増資を引受けることにより当社株式1,968,000株を取得し（1

株当たりの発行価額は 254 円。当該第三者割当増資後の当社の発行済株式総数（16,918,000 株）に対する取得株式数の割合は 11.63%）、当社株式 6,575,246 株を保有するに至りました（当該時点における当社の発行済株式総数（16,918,000 株）に対する当該時点に公開買付者が所有する当社株式数の割合は 38.87%）。

その後、当社は、平成 26 年 6 月に、タイにおける需要の拡大に伴い、マーレグループと共に、タイ国サムットプラカーン県に新会社 Kokusan MAHLE Siam Co., Ltd.（当社の連結子会社であり、その出資比率は当社が 51%、MAHLE Siam Filter Systems Co., Ltd. が 49%）を設立しました。当該新会社は、平成 27 年 1 月から農業機械用電装品の製造を開始しております。

以上のように、当社とマーレグループは、業務提携関係及び資本提携関係を強化してまいりました。

しかしながら、電気自動車向けの部品等に象徴されるように、近時、自動車部品において、メカニクスとエレクトロニクスを融合させた「電動化」（メカトロニクス）が重要度を増すなど、当社とマーレグループを取り巻く市場環境は急速に変化しております。

この点、マーレグループとしては、自動車エンジン用周辺機器をはじめとするメカニクス分野に強みを有しているところ、当社は、各種電装品及びモータ等のエレクトロニクス分野に強みを有することから、長期的に見て、当社の製品ポートフォリオは、今後の成長が期待されているメカトロニクス製品市場におけるマーレグループの活動を一層強化することにつながると考えているとのことです。

かかる市場環境の中で、公開買付者は、市場環境の変化にいち早く対応し、市場のニーズをとらえた製品を迅速に開発・生産することにより新規受注及び事業の拡大を実現してゆくためには、当社とマーレグループとの間で、製品の開発、製造、販売の全過程において業務プロセスを統合し、意思決定を迅速化する必要があると考えるに至ったとのことです。

当社としても、近年、アジア・新興国における需要拡大等により海外における需要は増加の一途を辿っており、当社の既存取引先においても海外における需要が高まっている状況下において、市場環境の変化や顧客ニーズの変化に迅速に対応し、当社としてグローバル化を達成していくためには、独自に海外展開を図るより、マーレグループが世界の主要市場において展開している海外拠点網や販路等の経営資源を最大限利用することにより、当社製品の製造及び販売についてグローバル化を図る方がより大きなメリットを享受できると考えるに至りました。

また、当社が、公開企業として経営の独立性を維持しつつ、マーレグループから経営資源の全面的提供等の支援を受けることには一定の限界があり、競争が激化する中で、急速に変化し続ける市場環境に対応するには、当社とマーレグループの経営資源を最大限活用できる強固な協業体制の構築が必須となっております。

このような状況を踏まえ、公開買付者は、平成 27 年 1 月 15 日に、当社に対して、本取引の提案を行いました。これを受けて当社は、同年 2 月に検討する旨の回答を行い、同年 3 月から具体的な協議を開始し、その後、複数回に亘って協議を重ねてまいりました。その結果、当社と公開買付者は、当社とマーレグループ双方の企業価値を向上させるためには、完全親子関係のもと当社とマーレグループとの一体経営を実現することが最善であるとの結論に至りました。

今後、当社が公開買付者の完全子会社となった後は、以下の施策を含め、当社とマーレグループとの一体経営を実現することで、当社とマーレグループ双方の企業価値向上を目指してまいります。

(i) マーレグループと当社が一体となった顧客ニーズへの対応

当社とマーレグループはこれまで業務上の協力関係を強化してまいりましたが、現時点においては顧客への営業活動その他の顧客ニーズへの対応を、それぞれが独自の事業活動や経営判断にて行っております。当社が公開買付者の完全子会社となった後は、当社とマーレグループが一体となって顧客への営業活動や顧客ニーズへの対応を行うことにより、顧客は関連する製品を同一の販売チャンネルを通じて購入することが可能となることから、顧客への訴求力を高めることができると考

えております。また、マーレグループの海外拠点網を利用した当社製品の販売の拡大、促進を図ります。

(ii) 生産拠点及び部品・原材料等の購買ネットワーク統合

当社が公開買付者の完全子会社となった後は、当社とマーレグループの生産拠点を統合し、マーレグループのグローバルな購買網と当社の購買網の双方を活用しつつ、当社とマーレグループが一体となって部品・原材料や製造設備を調達することが可能となります。当社の調達先にとってはマーレグループへの販売機会の拡大が期待できます。これにより、調達先との関係においては、当社とマーレグループの総体として取引量が増加し、ひいては仕入価格等の取引条件も有利なものとなると考えております。

(iii) 技術・ノウハウの共有

当社とマーレグループは、これまで製品開発において一定の協力関係を築いてまいりましたが、当社とマーレグループがそれぞれ独自に事業活動や経営判断を行っている以上、双方が保有する技術やノウハウの共有には一定の制約がありました。当社が公開買付者の完全子会社となった後は、マーレグループと当社が保有する技術やノウハウの共有を一体として促進することができ、開発スピードをさらに向上させることができると考えております。

(iv) マーレグループ内での当社製品の拡販

当社の技術・ノウハウに基づく製品についてはマーレグループ内の各社においても需要があります。当社が公開買付者の完全子会社となり、マーレグループとしてのグループ一体経営を行うことが可能となれば、当社とマーレグループ各社間の利害調整をより迅速かつ円滑に行うことが可能となり、ひいては当社製品の拡販につながるものと考えております。

(v) システムの統合による業務の効率化

これまで当社は、上場会社として一定の独立性を維持し、独自のシステムやプロセスに基づいて経営を行ってまいりましたが、市場競争環境が激化する中で、より効率的な経営を追求していく必要があります。非上場化しマーレグループの完全子会社の1つとしてグローバルで統一されたプロセス管理やITシステムを利用することによって、当社の間接部門における業務の効率化を早期に実現できると考えております。

なお、本日現在、当社の取締役の人数は5名、監査役の人数は3名であり、このうち取締役であるアンドレアス フランク氏及び山下貴久氏の2名並びに監査役である三好通生氏及び小高康二郎氏の2名については、マーレグループから派遣されておりますが、公開買付者は、本取引完了後の経営体制について、公開買付者が指名する者（現時点では未定）1名を、当社の取締役として就任させ、マーレグループより当社に対して派遣する取締役を3名とすることを予定しているとのことです。

③ 本公開買付けに関する意見の根拠

当社は、平成27年1月15日の公開買付者からの本公開買付けを含む本取引についての上記提案を受け、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及びその他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるフィナンシャル・アドバイザーとしてSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人北浜法律事務所東京事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任するととも

に、本取引に関する提案を検討するための諮問機関として、平成 27 年 4 月 2 日に第三者委員会を設置し（第三者委員会の詳細については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 第三者委員会の設置」をご参照ください。）、本取引の諸条件について、公開買付者及びそのアドバイザーとの間で、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

当社取締役会は、SMB C日興証券より取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）及び北浜法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から提出を受けた答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、アジア市場の振興や新興国の需要拡大等により海外における需要がますます増加の一途をたどる中、当社が事業展開をしている二輪車・農業機械用等の電装品分野及び四輪車用等のモータ関連分野の関連市場において当社が生き残っていくためには、海外における当社製品の製造・販売ルートをさらに拡充し、海外拠点の強化をより図っていく必要があるとの認識に至りました。そして、そのためには、当社が今まで以上のグローバル化を図ることが不可欠であり、その一番の施策として、当社とマーレグループとの提携関係をより一層強固なものにしていく必要があると判断し、本日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件、マーレグループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、マーレグループとの間でより強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値の向上に資するものと判断し、当社の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏を除く取締役全員（参加者 3 名、うち 1 名は独立役員である社外取締役）が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏は、マーレグループから派遣されている取締役であり、また、山下貴久氏は、株式会社マーレフィルターシステムズの代表取締役社長とマーレグループ フィルター&エンジンパブリック事業アジア 1 最高責任者を兼務していることから、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、両氏は、本公開買付けを含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加しておりません。

また、上記取締役会には、当社の監査役 3 名のうち金田芳則氏が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役のうち、三好通生氏は、株式会社マーレフィルターシステムズの執行役員を兼務しており、また、小高康二郎氏も同社の顧問を兼務していることから、本取引に関する意思決定過程における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、両氏は、上記取締役会における本件取引に関する審議には一切参加しておりません。

(3) 算定に関する事項

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意見を表明するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるフィナンシャル・アドバイザーとして SMB C日興証券に当社株式の価値算定を依頼しました。なお、SMB C日興証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

SMB C日興証券は、複数の算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社の市場株価の動向を勘案した市場株価法及び当社業績の内容や予想等を勘案したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社株式の 1 株当たりの株式価値の分析を行い、当社は、平成 27 年 4 月 28 日付で SMB C日興証券より本株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

上記各手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 257円から259円

DCF法 328円から408円

市場株価法では、平成27年4月28日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第二部における直近1ヶ月間の終値単純平均値259円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)、直近3ヶ月間の終値単純平均値257円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を257円から259円までと分析しております。

DCF法では、当社が作成した平成27年12月期から平成31年12月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成27年12月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を328円から408円までと分析しております。なお、割引率は7.08%~8.08%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は0%として算定しております。

SMB C日興証券がDCF法による分析に用いた当社作成の事業計画においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。これは今後の構造改革施策として、仕入価格の見直しや材質の変更等による部材費の低減、設計の変更や生産ラインの見直しによる生産の効率化等を進めて行くことに伴う製造原価等の大幅な削減などによるもので、平成29年12月期においては営業利益において平成28年12月期対比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味しておりません。なお、DCF法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期	平成30年12月期	平成31年12月期
売上高	17,800	18,131	20,594	21,722	23,375
営業利益	300	353	463	564	701
EBITDA	1,052	1,244	1,506	1,705	1,850
フリー・キャッシュ・フロー	▲598	▲191	▲583	719	841

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け成立後に、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買取に関する事項)」に記載された手続の実行を予定しているため、当該手続が実行された場合には、その結果、上場廃止基準に該当し、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。但し、当該手続が実行されなかった場合には、当社株式は東京証券取引所市場第二部での上場を維持することとなる見込みです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買取に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て(但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開

買付けの成立後、以下の一連の手続により、公開買付者が当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立により公開買付者の有する当社の議決権が当社の総株主の議決権の90%以上となった場合には、会社法（平成17年法律第86号。会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）施行後の会社法をいいます。以下同じです。）第179条に基づき、当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）の全員に対し、その有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）するとのことです。本株式売渡請求においては、当社株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）に対して交付することを定めるとのことです。この場合、公開買付者は、その旨を、当社に通知し、当社に対し本株式売渡請求の承認を求めることになります。当社がその取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、当社の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）の全員が所有する当社株式の全部を取得します。この場合、当該各株主の所有していた当社株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、当社株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付するとのことです。

なお、公開買付者より本株式売渡請求をしようとする旨の会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、当社の取締役会は、公開買付者による本株式売渡請求を承認する予定です。

他方で、本公開買付けの成立後、公開買付者の有する当社の議決権が当社の総株主の議決権の90%未満である場合には、公開買付者は、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案を含む臨時株主総会の開催を当社に要請するとのことです。なお、公開買付者は、臨時株主総会において上記各議案に賛成するとのことです。臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主は、臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなります。この場合、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主（当社及び公開買付者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、当社株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。なお、臨時株主総会において株式併合の議案が否決された場合には、上記の株式併合は実行されないこととなります。

なお、かかる株式併合の手続に代えて、当社は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の定款に対し、当社が発行する全ての当社株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全ての取得と引き換えに別の種類の当社の株式を交付すること（但し、当該別個の種類当社の株式について上場申請は行わない予定です。）により、発行済みの当社株式の全てを取得する可能性があります。この場合に、公開買付者は、上記①乃至③の付議議案を含む臨時株主総会の開催を当社に要請するとのことです。臨時株主総会において上記①の付議議案に対するご承認をいただいた場合には、当社は、会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、

上記②の定款一部変更については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる当社株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、臨時株主総会と同日に、上記②の定款一部変更を付議議案に含む種類株主総会を開催することを要請するとのことです。なお、上記の各手続が実施された場合には、公開買付者は、臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成するとのことです。上記の各手続が実行された場合には、発行済みの当社株式の全てに全部取得条項が付された上で、その全ては当社に取得されることとなり、当社の株主には、当該取得の対価として別の種類の当社の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当社の株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主に対して、会社法第 234 条その他の関連法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。）に相当する当社の株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社の株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主（当社及び公開買付者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された当社株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（当社及び公開買付者を除きます。）の所有する当社の株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定される予定です。なお、臨時株主総会又は種類株主総会において上記各議案のいずれかが否決された場合は、上記の全部取得条項が付された株式を用いた発行済みの当社株式の全てを取得する手続は実行されないこととなります。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式売渡請求がなされた場合については、会社法第 179 条の 8 その他関係法令の定めに従って、株主は当該株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。また、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に 1 に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 その他の関係法令の定めに従い、当社の株主は、当社に対し、自己の所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨が定められています。他方、当社株式に全部取得条項を付す旨の定款変更がなされた場合には、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、当社の株主は、その保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められております。また、全部取得条項が付された当社株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当社の株主は、その保有する株式の買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められています。

上記各手続については、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社の株主の当社株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主（当社及び公開買付者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付

けの公正性を担保するための措置

本日現在において、当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。公開買付者は、当社株式 6,575,246 株（所有割合：39.09%）を所有し、当社を持分法適用関連会社としていること、及びマーレグループから取締役 2 名（アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏）を受け入れていること等を勘案し、当社及び公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を講じております。

なお、下記の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの本株式価値算定書の取得

当社は、上記「(3) 算定に関する事項」記載のとおり、本公開買付け価格の適正性を判断するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である SMBC 日興証券に対して、当社の株式価値の算定を依頼いたしました。

なお、SMBC 日興証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

② 当社における第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成 27 年 4 月 2 日、当社及び公開買付者から独立した弁護士及び公認会計士によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、弁護士の水上洋氏（水上法律事務所）、公認会計士の辰喜一宏氏（よつば総合会計事務所 パートナー）及び公認会計士の染原友博氏（染原公認会計士事務所）の 3 名を選定しております。）を設置いたしました。

当社は、当該第三者委員会に対し、当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a) 本取引の目的の合理性、(b) 本取引における意思決定過程の公正性、(c) 本取引の対価の妥当性の観点から、(d) 本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを囑託いたしました。

第三者委員会は、平成 27 年 4 月 2 日より同年 4 月 23 日までの間に合計 4 回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、当社の取締役から、公開買付者による本取引の提案の概要及び本取引の目的、当社の事業計画、本取引実施後の経営方針、本取引の諸条件等についての説明を受けております。また、別の機会に、当社の取締役から、公開買付者との間における協議・交渉の内容について報告を受けるとともに、当社の事業の状況、当社作成の事業計画と実績の推移、当社における検討状況及び今後の事業見通し等について追加説明を受け、さらに、当社取締役と質疑応答を行っております。また、第三者委員会は、SMBC 日興証券及び北浜法律事務所から、当社が同委員会における議論を参考に交渉を行った経緯等について報告を受けております。さらに、第三者委員会は、SMBC 日興証券より当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、これらに関する質疑応答も行いました。

第三者委員会は、このような経緯の下、それぞれの説明や質疑応答の内容を受け、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、平成 27 年 4 月 28 日に、当社の取締役会に対し、第三者委員会において説明がなされた事実関係、及び第三者委員会に提出された資料の記載事項がすべて真実であること等の一定の前提条件の下、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書を提出しております。

- (a) 本取引は、マーレグループの経営資源を最大限利用する方法により、今後の当社の海外展開において優位な体制の構築や競争力の向上を目指しており、また、マーレグループの購買網や技術情報・ノウハウを共有することで、より優位な取引条件の獲得や製品開発スピードの向上が期待でき、本取引の目的は当社の企業価値の向上を図るものとして合理性が認められると判断

しました。

- (b) 当社がSMB C日興証券を第三者算定機関に選定した経緯、独立した法律事務所からの助言に基づき公開買付者と対等の立場で交渉を行っている状況、公開買付者と利害関係を有しない当社の役員によって頻繁に議論が行われている状況等から、本取引の意思決定過程に公正性を疑わせる事実は存在しないと判断しました。
- (c) 本公開買付価格が、独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券の試算結果を参考に交渉が行われ、最終的にSMB C日興証券の算定結果の範囲内に留まっており、本公開買付価格におけるプレミアム率が、直近3年間に行われた類似事例におけるプレミアム率と比較しても一般的な範囲内で、本公開買付け後の完全子会社化手続においても、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定とされていることから、本公開買付価格等について妥当であると認めることができるものと判断しました。
- (d) 以上の各観点から、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断しております。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに係る当社取締役会の意思決定の過程等における公正性及び適正性を確保するために、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 本公開買付けに関する意見の根拠」に記載のとおり、当社における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見を確認しております。

⑤ 比較的長期の買付け等の期間の設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも当社の株券等に対して買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。

また、公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

4. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

(1) 本公開買付け成立後の方針

本公開買付け成立後の方針については、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針」、「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社の連結業績に重要な影響を及ぼすことが明らかになった場合には速やかに開示いたします。なお、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 27 年 12 月期の配当予想を修正し、平成 27 年 12 月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議しております。詳細については、当社が本日別途公表した「平成 27 年 12 月期配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

(参考) 公開買付者による公表文 (別添)

平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 マーレージャパン株式会社
代表者名 代表取締役 ジャン・マーク・フィガリ
問合せ先 経理部 TEL : 03-6735-8477

国産電機株式会社株式（証券コード 6992）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

マーレージャパン株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 27 年 4 月 30 日に、国産電機株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部、コード番号：6992、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場している対象者株式 6,575,246 株（所有割合（注）：39.09%）を所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。この度、当社は、対象者の発行済株式の全て（但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（注）所有割合とは、対象者が平成 27 年 3 月 27 日に提出した第 117 期有価証券報告書に記載された平成 26 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 16,918,000 株から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（97,300 株）を控除した株式数（16,820,700 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、1,851,925 株（所有割合：11.01%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。この場合には、本公開買付けは成立せず、本取引は実行されないこととなります。他方、公開買付者は、上記の通り、対象者株式（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、買付予定数の下限（1,851,925 株（所有割合：11.01%））は、本公開買付けの成立後に公開買付者が少なくとも対象者の総株主の議決権の過半数を保有することとなるよう、対象者が平成 27 年 3 月 27 日に提出した第 117 期有価証券報告書に記載された平成 26 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（16,918,000 株）から同日現在の対象者が所有する自己株式数（97,300 株）を控除した株式数（16,820,700 株）の 50.10%に相当する株式数（8,427,171 株（小数点以下切り上げ））から、本日現在における公開買付者が所有する対象者株式数（6,575,246 株）を控除した株式数（1,851,925 株）としております。

本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（公開買付者が所有している対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け成立後に、対象者に対し、後記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続の実施を要請します。なお、本公開買付けの成立後、公開買付者の有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の 90%未満である場合において、後記「（4）本公開買付け後

の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のいずれかの議案（株式併合の手続を実施する場合にあっては、株式併合の議案）が対象者の臨時株主総会（又は種類株主総会）において否決されたときは、完全子会社化に要する手続は実行されないこととなります。この場合、公開買付者は、現時点においては、対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。もっとも、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の株主の対象者株式の所有状況、対象者との業務提携の進捗等によっては、将来において対象者株式を追加で取得する可能性があることを否定するものではありません。

対象者が平成 27 年 4 月 30 日に公表した「マーレジャパン株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者が今まで以上のグローバル化を図ることが不可欠であり、その一番の施策として、対象者とマーレ ゲーエムベーパー及びその子会社・関連会社（以下「マーレグループ」といいます。）との提携関係をより一層強固なものにしていく必要があると判断し、平成 27 年 4 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件、マーレグループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、マーレグループとの間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、対象者の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏を除く取締役全員（参加者 3 名、うち 1 名は独立役員である社外取締役）が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

また、上記取締役会には、対象者の監査役 3 名のうち金田芳則氏が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

上記対象者の取締役会決議の詳細は、下記「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針

当社は、ドイツ法人であるマーレ ゲーエムベーパーが発行済株式の全てを間接的に所有する日本法に基づき設立された株式会社です。マーレグループは、自動車及びエンジン業界を支える開発パートナーです。マーレグループは、エンジンシステムズ、フィルター、エレクトロニクス/メカトロニクス及びサーマルマネージメントの分野で独自のシステムを提供しています。マーレグループは、これらの分野における自動車アプリケーションのシステムサプライヤーです。

マーレグループは、世界の主要市場に活動拠点を設けております。平成 26 年度において、約 66,000 人の従業員がおよそ 150 ヶ所の生産拠点で勤務しており、グループの売上高は約 100 億ユーロに達する規模です。ドイツ、英国、米国、ブラジル、日本、中国及びインドの 10 ヶ所で稼働する主要研究開発センターにおいて、4,500 人以上の開発エンジニア及び技術者が未来を見据えたコンセプト、製品、そしてシステムの研究開発に取り組んでいます。

対象者は、航空機用マグネット（エンジン点火用高圧磁石発電機）の国産化を使命に、昭和 6 年 7 月に創立しました。独創的な技術を通じて社会に貢献することをモットーに、お客様満足度の向上を図ることを最高の経営方針として、創立以来、電磁気応用技術や生産技術を活かし、各種電装品、精密小型モータ、発電機などの分野を積極的に開拓しております。現在では、汎用エンジン用、船外機用、二輪車用、スノーモービル用、ATV（バギー車）用、農業機械用の電装品及びモータ等の開発・製造のほか、四輪車搭載パワーステアリング用モータや ABS 用モータの開発・製造を行っております。また、対象者は、一貫生産体制をとっていることから、「ソフトとハード両面の自社開発」、「顧客ニーズに最適化された複合分野に亘るシステム製品・セット製品の提案及び提供」、「短納期での多品種少量生産に対応した生産設備の自社構築」など、製品開発から製造に至る技術力を大きな強みとしており、その技術力を通じてマーケットニーズを先取りし、きめ細やかな販売・サービスを提供することにより、顧客に喜ばれる製品づくりを目指しております。さらに、近年においては、顧客の生産拠点のグローバル化に合わせて海外拠点を整備・増設するため、インド及び中国に加え、後述のとおりタイへも海外進出を図り、海外戦略を推進する顧客との共創を深めております。

当社は、平成 24 年 8 月に市場外売買取引により対象者株式 441,459 株（1 株当たりの売買価格は 217 円。当該時点における対象者の発行済株式総数（14,950,000 株）に対する割合は 2.95%）を、平成 24 年 12 月に東京証券取引所立会外取引により対象者株式 600,000 株（1 株当たりの売買価格は 207 円。当該時点における対象者の発行済株式総数（14,950,000 株）に対する割合は 4.01%）を、平成 25 年 1 月に、対象者との関係強化を目的として、市場外売買取引により日立製作所グループから対象者株式 3,565,787 株（1 株当たりの売買価格は 449 円。当該時点における対象者の発行済株式総数（14,950,000 株）に対する割合は 23.85%）を取得し、対象者の筆頭株主となりました。平成 25 年 6 月には、対象者へ取締役 2 名及び監査役 1 名を派遣しました。さらに、当社は、対象者とのさらなる関係強化を目的として、平成 26 年 3 月に、対象者による第三者割当増資を引受けることにより対象者株式 1,968,000 株を取得し（1 株当たりの発行価額は 254 円。当該第三者割当増資後の対象者の発行済株式総数（16,918,000 株）に対する取得株式数の割合は 11.63%）、対象者株式 6,575,246 株を保有するに至りました（当該時点における対象者の発行済株式総数（16,918,000 株）に対する当該時点に当社が所有する対象者株式数の割合は 38.87%）。

その後、対象者は、平成 26 年 6 月に、タイにおける需要の拡大に伴い、マーレグループと共に、タイ国サムットプラカーン県に新会社 Kokusan MAHLE Siam Co.,Ltd.（対象者の連結子会社であり、その出資比率は対象者が 51%、MAHLE Siam Filter Systems Co., Ltd. が 49%）を設立しました。当該新会社は、平成 27 年 1 月から農業機械用電装品の製造を開始しております。

以上のように、対象者とマーレグループは、業務提携関係及び資本提携関係を強化してまいりました。

しかしながら、電気自動車向けの部品等に象徴されるように、近時、自動車部品において、メカニクスとエレクトロニクスを融合させた「電動化」（メカトロニクス）が重要度を増すなど、対象者とマーレグループを取り巻く市場環境は急速に変化しております。この点、マーレグループとしては、自動車エンジン用周辺機器をはじめとするメカニクス分野に強みを有しているところ、対象者は、各種電装品及びモータ等のエレクトロニクス分野に強みを有することから、長期的に見て、対象者の製品ポートフォリオは、今後の成長が期待されているメカトロニクス製品市場におけるマーレグループの活動を一層強化することにつながると考えております。かかる市場環境の中で、当社は、市場環境の変化にいち早く対応し、市場のニーズをとらえた製品を迅速に開発・生産することにより新規受注及び事業の拡大を実現してゆくためには、対象者とマーレグループとの間で、製品の開発、製造、販売の全過程において業務プロセスを統合し、意思決定を迅速化する必要があると考えるに至りました。

そこで、当社は、平成 27 年 1 月 15 日に、対象者に対して、本取引の提案を行いました。これを受けて対象者は、同年 2 月に検討する旨の回答を行い、同年 3 月から具体的な協議を開始し、その後、複数回に亘って協議を重ねてまいりました。その結果、当社は、対象者とマーレグループ双方の企業価値を向上させるためには、完全親子関係のもと対象者とマーレグループとの一体経営を実現することが最善であるとの結論に至りました。

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び根拠は以下のとおりとのことです。

対象者としても、近年、アジア・新興国における需要拡大等により海外における需要は増加の一途を辿っており、対象者の既存取引先においても海外における需要が高まっている状況下において、市場環境の変化や顧客ニーズの変化に迅速に対応し、対象者としてグローバル化を達成していくためには、独自に海外展開を図るより、マーレグループが世界の主要市場において展開している海外拠点網や販路等の経営資源を最大限利用することにより、対象者製品の製造及び販売についてグローバル化を図る方がより大きなメリットを享受できると考えるに至ったとのことです。また、対象者が、公開企業として経営の独立性を維持しつつ、マーレグループから経営資源の全面的提供等の支援を受けることには一定の限界があり、競争が激化する中で、急速に変化し続ける市場環境に対応するには、対象者とマーレグループの経営資源を最大限活用できる強固な協業体制の構築が必須であるとするに至ったとのことです。

対象者は、平成 27 年 1 月 15 日の公開買付け者からの本公開買付けを含む本取引についての提案を受け、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及びその他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、対象者及び公開買付け者から独立した第三者算定機関であるフィナンシャル・アドバイザーとして SMBC 日興証券株式会社（以下「SMBC 日

興証券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人北浜法律事務所東京事務所(以下「北浜法律事務所」といいます。)をそれぞれ選任するとともに、本取引に関する提案を検討するための諮問機関として、平成27年4月2日に第三者委員会を設置し(第三者委員会の詳細については、下記「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における第三者委員会の設置」をご参照ください。)、本取引の諸条件について、公開買付者及びそのアドバイザーとの間で、複数回に亘る協議・検討を重ねてきたとのことです。対象者取締役会は、SMB C日興証券より取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)及び北浜法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から提出を受けた答申書(以下「本答申書」といいます。)の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、アジア市場の振興や新興国の需要拡大等により海外における需要がますます増加の一途をたどる中、対象者が事業展開をしている二輪車・農業機械用等の電装品分野及び四輪車用等のモータ関連分野の関連市場において対象者が生き残っていくためには、海外における対象者製品の製造・販売ルートをさらに拡充し、海外拠点の強化をより図っていく必要があるとの認識に至ったとのことです。そして、そのためには、対象者が今まで以上にグローバル化を図ることが不可欠であり、その一番の施策として、対象者とマーレグループとの提携関係をより一層強固なものにしていく必要があると判断し、平成27年4月30日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件、マーレグループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、マーレグループとの間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、対象者の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏を除く取締役全員(参加者3名、うち1名は独立役員である社外取締役)が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。なお、対象者における意思決定の過程の詳細については、下記「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照下さい。

今後、対象者が当社の完全子会社となった後は、以下の施策を含め、対象者とマーレグループとの一体経営を実現することで、対象者とマーレグループ双方の企業価値向上を目指してまいります。

① マーレグループと対象者が一体となった顧客ニーズへの対応

対象者とマーレグループはこれまで業務上の協力関係を強化してまいりましたが、現時点においては顧客への営業活動その他の顧客ニーズへの対応を、それぞれが独自の事業活動や経営判断にて行っております。対象者が当社の完全子会社となった後は、対象者とマーレグループが一体となって顧客への営業活動や顧客ニーズへの対応を行うことにより、顧客は関連する製品を同一の販売チャンネルを通じて購入することが可能となることから、顧客への訴求力を高めることができると考えております。また、マーレグループの海外拠点網を利用した対象者製品の販売の拡大、促進を図ります。

② 生産拠点及び部品・原材料等の購買ネットワーク統合

対象者が当社の完全子会社となった後は、対象者とマーレグループの生産拠点を統合し、マーレグループのグローバルな購買網と対象者の購買網の双方を活用しつつ、対象者とマーレグループが一体となって部品・原材料や製造設備を調達することが可能となります。対象者の調達先にとってはマーレグループへの販売機会の拡大が期待できます。これにより、調達先との関係においては、対象者とマーレグループの総体として取引量が増加し、ひいては仕入価格等の取引条件も有利なものとなると考えております。

③ 技術・ノウハウの共有

対象者とマーレグループは、これまで製品開発において一定の協力関係を築いてまいりましたが、対象者とマーレグループがそれぞれ独自に事業活動や経営判断を行っている以上、双方が保有する技術やノウハウの共有には一定の制約がありました。対象者が当社の完全子会社となった後は、マーレグループと対象者が保有する技術やノウハウの共有を一体として促進することができ、開発スピードをさらに向上させることができると考えております。

④ マーレグループ内での対象者製品の拡販

対象者の技術・ノウハウに基づく製品についてはマーレグループ内の各社においても需要があります。対象者が当社の完全子会社となり、マーレグループとしてのグループ一体経営を行うこ

とが可能となれば、対象者とマーレグループ各社間の利害調整をより迅速かつ円滑に行うことが可能となり、ひいては対象者製品の拡販につながるものと考えております。

⑤ システムの統合による業務の効率化

これまで対象者は、上場会社として一定の独立性を維持し、独自のシステムやプロセスに基づいて経営を行ってまいりましたが、市場競争環境が激化する中で、より効率的な経営を追求していく必要があります。非上場化しマーレグループの完全子会社の1つとしてグローバルで統一されたプロセス管理やITシステムを利用することによって、対象者の間接部門における業務の効率化を早期に実現できると考えております。

なお、本日現在、対象者の取締役の人数は5名、監査役の人数は3名であり、このうち取締役であるアンドレアス フランク氏及び山下貴久氏の2名並びに監査役である三好通生氏及び小高康二郎氏の2名については、マーレグループから派遣しておりますが、当社は、本取引完了後の経営体制について、当社が指名する者（現時点では未定）1名を、対象者の取締役として就任させ、マーレグループより対象者に対して派遣する取締役を3名とすることを予定しております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。公開買付者は、対象者株式6,575,246株（所有割合：39.09%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としていること、及びマーレグループから取締役2名を派遣していること等を勘案し、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下の措置を実施しました。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付け価格に対する意見を表明するにあたり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるフィナンシャル・アドバイザーとしてSMBC日興証券に対象者株式の価値算定を依頼したとのことです。なお、SMBC日興証券は、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

SMBC日興証券は、複数の算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価法及び対象者業績の内容や予想等を勘案したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者株式の1株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、平成27年4月28日付でSMBC日興証券より本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、SMBC日興証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 257円から259円

DCF法 328円から408円

市場株価法では、平成27年4月28日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における直近1ヶ月間の終値単純平均値259円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値257円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を257円から259円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した平成27年12月期から平成31年12月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成27年12月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を328円から408円までと分析しているとのことです。なお、割引率は7.08%～8.08%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は0%として算定しているとのことです。SMBC日興証券がDCF法による分析に用いた対象者作成の事業計画においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。これは今後の構造改革施策として、

仕入価格の見直しや材質の変更等による部材費の低減、設計の変更や生産ラインの見直しによる生産の効率化等を進めて行くことに伴う製造原価等の大幅な削減などによるもので、平成 29 年 12 月期においては営業利益において平成 28 年 12 月期対比で大幅な増益となることを見込んでいるとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味していないとのことです。なお、DCF法の算定の前提とした対象者の財務予測の具体的な数値は以下のとおりとのことです。

(単位：百万円)

	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期	平成 29 年 12 月期	平成 30 年 12 月期	平成 31 年 12 月期
売上高	17,800	18,131	20,594	21,722	23,375
営業利益	300	353	463	564	701
EBITDA	1,052	1,244	1,506	1,705	1,850
フリー・キャッシュ・フロー	▲598	▲191	▲583	719	841

② 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成 27 年 4 月 2 日、対象者及び公開買付者から独立した弁護士及び公認会計士によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、弁護士の水上洋氏（水上法律事務所）、公認会計士の辰喜一宏氏（よつば総合会計事務所 パートナー）及び公認会計士の染原友博氏（染原公認会計士事務所）の 3 名を選定しているとのことです。）を設置したとのことです。

対象者は、当該第三者委員会に対し、対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引の目的の合理性、(b)本取引における意思決定過程の公正性、(c)本取引の対価の妥当性の観点から、(d)本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申書を対象者取締役会に提出することを囑託したとのことです。

第三者委員会は、平成 27 年 4 月 2 日より同年 4 月 23 日までの間に合計 4 回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行ったとのことです。具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、対象者の取締役から、公開買付者による本取引の提案の概要及び本取引の目的、対象者の事業計画、本取引実施後の経営方針、本取引の諸条件等についての説明を受けているとのことです。また、別の機会に、対象者の取締役から、公開買付者との間における協議・交渉の内容について報告を受けるとともに、対象者の事業の状況、対象者作成の事業計画と実績の推移、対象者における検討状況及び今後の事業見通し等について追加説明を受け、さらに、対象者取締役と質疑応答を行っております。また、第三者委員会は、SMB C 日興証券及び北浜法律事務所から、対象者が同委員会における議論を参考に交渉を行った経緯等について報告を受けているとのことです。さらに、第三者委員会は、SMB C 日興証券より対象者株式の株式価値の算定に関する説明を受け、これらに関する質疑応答も行ったとのことです。

第三者委員会は、このような経緯の下、それぞれの説明や質疑応答の内容を受け、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、平成 27 年 4 月 28 日に、対象者の取締役会に対し、第三者委員会において説明がなされた事実関係、及び第三者委員会に提出された資料の記載事項がすべて真実であること等の一定の前提条件の下、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書を提出したとのことです。

(a) 本取引は、マーレグループの経営資源を最大限利用する方法により、今後の対象者の海外展開において優位な体制の構築や競争力の向上を目指しており、また、マーレグループの購買網や技術情報・ノウハウを共有することで、より優位な取引条件の獲得や製品開発スピードの向上が期待でき、本取引の目的は対象者の企業価値の向上を図るものとして合理性が認められると判断している。

(b) 対象者が SMB C 日興証券を第三者算定機関に選定した経緯、独立した法律事務所からの助言に基づき公開買付者と対等の立場で交渉を行っている状況、公開買付者と利害関係を有

しない対象者の役員によって頻繁に議論が行われている状況等から、本取引の意思決定過程に公正性を疑わせる事情は存在しないと判断している。

(c) 本公開買付価格が、独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券の試算結果を参考に交渉が行われ、最終的にSMB C日興証券の算定結果の範囲内に留まっており、本公開買付価格におけるプレミアム率が、直近3年間に行われた類似事例におけるプレミアム率と比較しても一般的な範囲内で、本公開買付け後の完全子会社化手続においても、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定とされていることから、本公開買付価格等について妥当であると認めることができるものと判断している。

(d) 以上の各観点から、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断している。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の過程等における公正性及び適正性を確保するために、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年1月15日の公開買付者からの本公開買付けを含む本取引についての上記提案を受け、本公開買付価格及びその他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるフィナンシャル・アドバイザーとしてSMB C日興証券を、リーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所をそれぞれ選任するとともに、本取引に関する提案を検討するための諮問機関として、平成27年4月2日に第三者委員会を設置し、本取引の諸条件について、公開買付者及びそのアドバイザーとの間で、複数回に亘る協議・検討を重ねてきたとのことです。

対象者取締役会は、SMB C日興証券より取得した本株式価値算定書及び北浜法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、アジア市場の振興や新興国の需要拡大等により海外における需要がますます増加の一途をたどる中、対象者が事業展開をしている二輪車・農業機械用等の電装品分野及び四輪車用等のモータ関連分野の関連市場において対象者が生き残っていくためには、海外における対象者製品の製造・販売ルートをさらに拡充し、海外拠点の強化をより図っていく必要があるとの認識に至ったとのことです。そして、そのためには、対象者が今まで以上のグローバル化を図ることが不可欠であり、その一番の施策として、対象者とマーレグループとの提携関係をより一層強固なものにしていく必要があると判断し、平成27年4月30日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件、マーレグループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、マーレグループとの間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、対象者の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏を除く取締役全員（参加者3名、うち1名は独立役員である社外取締役）が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏は、マーレグループから派遣されている取締役であり、また、山下貴久氏は、株式会社マーレフィルターシステムズの代表取締役社長とマーレグループ フィルター&エンジンパブリック事業アジア1最高責任者を兼務していることから、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、両氏は、本公開買付けを含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加していないとのことです。

また、上記取締役会には、対象者の監査役3名のうち金田芳則氏が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち、三好

通生氏は、株式会社マーレフィルターシステムズの執行役員を兼務しており、また、小高康二郎氏も同社の顧問を兼務していることから、本取引に関する意思決定過程における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、両氏は、上記取締役会における本件取引に関する審議には一切参加していないとのことです。

⑤ 比較的長期の買付け等の期間の設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対象者の株券等に対して買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保しております。

また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

なお、本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定してはおりませんが、当社としては、上記①から⑤までの措置を通じて、対象者の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、以下の一連の手続により、公開買付者が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立により公開買付者の有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の 90%以上となった場合には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）施行後の会社法をいいます。以下同じです。）第 179 条に基づき、対象者の株主（対象者及び公開買付者を除きます。）の全員に対し、その有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）します。本株式売渡請求においては、対象者株式 1 株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主（対象者及び公開買付者を除きます。）に対して交付することを定めます。この場合、公開買付者は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し本株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主（対象者及び公開買付者を除きます。）の全員が所有する対象者株式の全部を取得します。この場合、当該各株主の所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、対象者株式 1 株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付します。なお、対象者プレスリリースによれば、当社より本株式売渡請求をしようとする旨の会社法第 179 条の 2 第 1 項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者の取締役会は、当社による本株式売渡請求を承認する予定とのことです。

他方で、本公開買付けの成立後、公開買付者の有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の 90%未満である場合には、公開買付者は、対象者株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請します。なお、公開買付者は、臨時株主総会において上記各議案に賛成します。臨時株主総会において株式併合の議案について承認された場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、臨時株主総会において承認された株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。この場合、株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当

該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（対象者及び公開買付者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（対象者及び公開買付者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。なお、臨時株主総会において株式併合の議案が否決された場合には、上記の株式併合は実行されないこととなります。

なお、かかる株式併合の手續に代えて、対象者は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の定款に対し、対象者が発行する全ての対象者株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全ての取得と引き換えに別の種類の対象者の株式を交付すること（但し、当該別個の種類の対象者の株式について上場申請は行わない予定です。）により、発行済みの対象者株式の全てを取得する可能性があります。この場合に、当社は、上記①乃至③の付議議案を含む臨時株主総会の開催を対象者に要請します。臨時株主総会において上記①の付議議案が承認された場合には、対象者は、会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②の定款一部変更については、会社法第111条第2項第1号に基づき、臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、当社は、対象者に対し、臨時株主総会と同日に、上記②の定款一部変更を付議議案を含む種類株主総会を開催することを要請します。なお、上記の各手續が実施された場合には、当社は、臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成します。上記の各手續が実行された場合には、発行済みの対象者株式の全てに全部取得条項が付された上で、その全ては対象者に取得されることとなり、対象者の株主には、当該取得の対価として別の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき対象者の株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主に対して、会社法第234条その他の関連法令の定める手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じとします。）に相当する対象者の株式を対象者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（対象者及び当社を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された対象者株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、当社は、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（対象者及び当社を除きます。）の所有する対象者の株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。なお、臨時株主総会又は種類株主総会において上記各議案のいずれかが否決された場合は、上記の全部取得条項が付された株式を用いた発行済みの対象者株式の全てを取得する手續は実行されないこととなります。

上記各手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、株主は当該株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。また、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨が定められています。他方、対象者株式に全部取得条項を付す旨の定款変更がなされた場合には、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、その保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められています。また、全部取得条項が付された対象者株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、その保有する株式の買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められています。

上記各手續については、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者の株主の対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。

す。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（対象者及び公開買付者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付けに当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、当社は、本公開買付け成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載された手続の実行を予定しているため、当該手続が実行された場合には、その結果、上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。但し、当該手続が実行されなかった場合には、対象者株式は東京証券取引所市場第二部での上場を維持することとなる見込みです。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	国産電機株式会社	
② 所 在 地	静岡県沼津市大岡 3744 番地	
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 吉川 力夫	
④ 事 業 内 容	電装品、モータの製造、販売	
⑤ 資 本 金	1,000,000 千円	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和6年7月10日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成26年12月31日現在)	マーレジャパン株式会社	38.86%
	国産電機協力会社持株会	6.17%
	日本生命保険相互会社	3.52%
	川口 久之	2.60%
	国産電機従業員持株会	1.97%
	井関農機株式会社	1.47%
	スズキ株式会社	1.22%
	井上 幸雄	0.94%
	株式会社静岡銀行（常任代理人 日本マスター トラスト信託銀行株式会社）	0.81%
株式会社博電社	0.67%	
⑧ 公開買付者と対象者の関係	資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、対象者株式を 6,575,246 株（所有割合：38.87%）所有し、対象者を持分法適用会社としております。

	人 的 関 係	アンドレアス・フランク氏及び山下貴久氏がマーレグループより出向し、対象者の取締役役に就任しております。また、公開買付者の完全子会社である株式会社マーレフィルターシステムズの顧問である小高康二郎氏及び執行役員である三好通生氏が対象者の監査役をそれぞれ兼務しております。
	取 引 関 係	公開買付者と対象者の間には、サービス提供に係る業務委託を行っています。なお、公開買付者の関連会社と対象者との間には、販売に関する取引関係があります。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、公開買付者の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

(注)「⑦大株主及び持株比率（平成 26 年 12 月 31 日現在）」における持株比率の記載は、対象者の第 117 期有価証券報告書（平成 27 年 3 月 27 日提出）と同様の記載にしております。

(2) 日程等

①日程

取締役会の授権に基づく 代表取締役による決定	平成 27 年 4 月 30 日（金曜日）
公開買付開始公告日	平成 27 年 5 月 1 日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	平成 27 年 5 月 1 日（金曜日）

②届出当初の買付け等の期間

平成 27 年 5 月 1 日（金曜日）から平成 27 年 6 月 16 日（火曜日）まで（30 営業日）

③対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 370 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における過去 6 ヶ月間の市場価格の推移、対象者が開示している財務情報等の資料などを基に、過去に行われた公開買付けの際に付与されたプレミアム率を参考にしながら、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通し等を勘案し、対象者との協議及び交渉を経て、最終的に平成 27 年 4 月 30 日に、当社取締役会の授権に基づく代表取締役の決定により、本公開買付価格を 1 株当たり 370 円とすることを決定しました。

公開買付者は上記の諸要素を総合的に考慮し、対象者との協議及び交渉を経た価格を本公開買付価格として決定していることから、本公開買付価格の決定に際して第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

本公開買付価格である 1 株当たり金 370 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日で

ある平成 27 年 4 月 28 日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値 261 円に対して 41.76%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアム、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 259 円（小数点以下四捨五入）に対して 42.86%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアム、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 257 円（小数点以下四捨五入）に対して 43.97%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアム、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 255 円（小数点以下四捨五入）に対して 45.10%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、公開買付者は、平成 26 年 2 月 18 日に、対象者が第三者割当により発行した対象者株式 1,968,000 株（当該第三者割当増資後の対象者の発行済株式総数（16,918,000 株）に対する割合は 11.63%）を 1 株当たり 254 円の発行価額にて引き受けております。当該発行価額は、対象者の取締役会が当該第三者割当による株式発行決議を行った平成 26 年 2 月 18 日の前日までの直近 1 ヶ月間（平成 26 年 1 月 18 日から平成 26 年 2 月 17 日まで）の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値平均値（円未満四捨五入）に基づき決定されたものであり、当時の市場価格と現在の市場価格に差があること及び本公開買付価格は市場価格にプレミアムを加えた金額であることから、本公開買付価格と比較して 116 円低い金額となっております。

②算定の経緯

電気自動車向けの部品等に象徴されるように、自動車部品の「電動化」（メカトロニクス）が重要度を増すなど、対象者とマーレグループを取り巻く市場環境は急速に変化しております。かかる市場環境の変化にいち早く対応し、市場のニーズをとらえた製品を迅速に開発・生産することにより新規受注及び事業の拡大を実現してゆくためには、対象者とマーレグループとの間で、製品の開発、製造、販売の全過程において業務プロセスを統合し、意思決定を迅速化する必要があります。また、近年、アジア・新興国における需要拡大等により海外における需要は増加の一途をたどっております。かかる状況下で、対象者においては、マーレグループが世界の主要市場において展開している海外拠点網を利用することにより、対象者製品の製造及び販売において大きなメリットを享受できます。また、マーレグループとしても、長期的に見て、電装品及びモータ等の分野で強みを有する対象者の製品ポートフォリオは、成長が期待されているメカトロニクス製品市場におけるマーレグループの活動を一層強化することにつながると考えております。そこで、当社は、平成 27 年 1 月 15 日、対象者に対して本公開買付けを含む本取引を提案し、協議を打診したところ、同年 2 月に対象者から検討する旨の回答を得て、同年 3 月より具体的な協議を開始し、その後複数回協議を重ねてまいりました。

その結果、当社は、対象者とマーレグループ双方の企業価値を向上させるためには、完全親子関係のもと対象者とマーレグループとの一体経営を実現することが最善であるとの結論に至りました。

上記を踏まえて、公開買付者は、前記「算定の基礎」欄に記載のとおり、対象者との協議及び交渉を経て、最終的に平成 27 年 4 月 30 日に、当社取締役会の授権に基づく代表取締役の決定により、本公開買付価格を 1 株当たり 370 円とすることを決定しました。

③算定機関との関係

公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関からの算定書は取得しておらず、該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,245,454 (株)	1,851,925 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,851,925株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,851,925株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（10,245,454

株)を記載しております。当該最大数は、対象者が平成27年3月27日に提出した第117期有価証券報告書に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数(16,918,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(97,300株)及び本日現在における公開買付者が所有する対象者株式の数(6,575,246株)の合計数を控除した株式数(10,245,454株)になります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	6,575 個	(買付け等前における株券等所有割合 39.09%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	68 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.40%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	16,820 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
対象者の総株主等の議決権の数	16,645 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成27年3月27日に提出した第117期有価証券報告書に記載された平成26年12月31日現在の総株主の議決権の数です。

但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を上記有価証券報告書に記載された平成26年12月31日現在の発行済株式総数(16,918,000株)から、同有価証券報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(97,300株)を控除した株式数(16,820,700株)に係る議決権の数である16,820個として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 3,790,817,980 円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(10,245,454株)に、1株当たりの買付価格(370円)を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日

平成27年6月23日(火曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,851,925株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,851,925株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合（公開買付期間の満了の日の前日までに、オーストリアの Kartellgesetz 法に基づき、待機期間が終了せず、かつ、オーストリア当局の要請放棄が得られない場合を含みます。）は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 00 分までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 00 分までに公開買付代理人に到達しなければ解除できない

ことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 27 年 5 月 1 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

上記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年4月30日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件、マーレグループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、マーレグループとの間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、対象者の取締役のうち、アンドレアス フランク氏及び山下貴久氏を除く取締役全員（参加者3名、うち1名は独立役員である社外取締役）が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定に係る詳細については、上記「1 買付け等の目的等」の「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(i) 平成27年12月期 第1四半期決算短信（連結）の公表

対象者は、平成27年4月30日付で、「平成27年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく対象者の平成27年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要は以下のとおりです。なお、当該決算短信に記載された四半期連結財務書類につきましては、法193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成27年12月期第1四半期決算短信（連結）の概要（平成27年1月1日～平成27年3月31日）

① 損益の状況（連結）

会計期間	平成27年12月期 第1四半期連結累計期間
売上高	4,232百万円
売上原価	3,665百万円
販売費及び一般管理費	538百万円
営業外収益	180百万円
営業外費用	4百万円
四半期純利益	25百万円

② 1株当たりの状況（連結）

会計期間	平成27年12月期 第1四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	1.5円
1株当たり配当額	—円

(ii) 平成27年12月期配当予想の修正

対象者は、平成 27 年 4 月 30 日付で、「平成 27 年 12 月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成 27 年 4 月 30 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 27 年 12 月期の配当予想を修正し、平成 27 年 12 月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

以上